

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第3号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

「学校指導課

指導主事室

第16条中 小中一貫教育推進室 を

京都こどもモノづくり事業企画推進室

音楽高校改革推進・建設室 』

「学校指導課

指導主事室

京都こどもモノづくり事業企画推進室 に改める。

小中一貫教育推進室

音楽高校改革推進・建設室 』

第17条指導部の款学校指導課の項の次に次の1項を加える。

小中一貫教育推進室

(1) 小中一貫教育の推進に関すること。

第19条第7項中「小中一貫教育推進室及び」を削る。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)